

1. 調査業務

(1) 資料調査

ア. 公簿類	イ. 地図類	ウ. 図面類	エ. 疎明書面
1筆個	1筆	1筆個	1件
740円	740円	1,660円	3,460円

(2) 現地調査

事前調査	1件	27,730円
------	----	---------

筆界確認	数量	作業	
		ア. 多角測量	イ. 復元測量
1点	1点	16,280円	10,480円
加減率	1点	ア. 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。	
		イ. 地域区分により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。	
		ウ. 作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。	

立会	ア. 民有地境界		イ. 公共用地境界					
	作業種別	1点	作業種別	1点				
A. 立会・確認	A. 立会・確認	6,390円	Aランク	13,890円				
					B. 測距・探索	8,570円	Bランク	47,190円
加減率	地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。							

2. 測量業務

(1) 面積測量

土地		建物	
地積	基準額	床面積	基準額
100㎡以下	36,890円	50㎡以下	
200㎡以下	46,560円	100㎡以下	
300㎡以下	54,110円	200㎡以下	
400㎡以下	60,390円	300㎡以下	
600㎡以下	71,020円	400㎡以下	
800㎡以下	80,010円	600㎡以下	
1,000㎡以下	87,750円	800㎡以下	
2,000㎡以下	118,670円	1,000㎡以下	
3,000㎡以下	142,330円	2,000㎡以下	
4,000㎡以下	162,250円	3,000㎡以下	
5,000㎡以下	179,860円	4,000㎡以下	
5,000㎡を超えて1,000㎡当り	13,600円	4,000㎡を超えて1,000㎡当り	
加減率	土地 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。		
	建物 区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。		

(2) 境界標設置

数量	作業	作業		
		ア. 境界点測設	イ. 境界標埋設	ウ. 引照点測量
1点	1点	8,690円	9,640円	11,880円
加減率		ア.ウ. 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することとします。		
		イ. 作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することとします。		

3. 申請手続業務

種別	単位 (1件当たり)	基準額		
		筆・個数等加算	現地調査費等加算	
土地	表題	1筆	16,580円	
	分筆	分筆後の土地2筆まで	17,530円	
	地積の変更・更正	1筆	15,140円	
	合筆	合筆前の土地2筆まで	8,160円	
	地目の変更	1筆	8,160円	
	滅失	1筆	8,160円	
	所有者の更正	1筆	8,160円	
建物	所有者の表示変更・更正	1筆	8,160円	
	表示	1棟1階	(1) 附属建物1棟1階増すごとに	
	床面積の変更・更正	1棟1階	(2) 1階増すごとに	
	合併	合併後の建物1階2棟まで	上記(1)、(2)と同じ	
	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)まで	(3) 1個1階(1棟1階)増すごとに	
	表示の変更・更正(図面の添付不要のもの)	1棟	(4) 附属建物1棟増すごとに	
	滅失	1棟		
区分建物	所有者の更正	1棟	同上	
	表示	1個1階	(7) 敷地権を表示すべきもの	
	その他の専有部分	1個1階	上記(1)、(2)と同じ	
	合併	合併後の建物1階2棟まで		
	分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	上記(1)、(2)、(3)と同じ	
	敷地権に関する変更・更正	表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	上記(4)と同じ
		規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	附属建物1棟増すごとに
	法定敷地分筆	同上	同上	
	規約共用部分(団地共用部分)たる旨の登記	1個1階	上記(4)と同じ	

4. 審査請求

1件	以内
----	----

5. 相談

1時間	以内 事件受託を伴う場合を除く。
-----	------------------

6. 書類の作成等

(1) 書類の作成	文案を要するもの1通	3,790円	以内
	文案を要しないもの1通	1,850円	以内
(2) 謄抄本交付手続及び受領	1通	950円	以内
(3) 原本の複製	1通	880円	以内

7. 附則

- (1) 標石、材料費及びこれらの運搬費は実費とします。
- (2) 目的地まで往復20kmを超える旅費については、別途実費を加算することとします。
- (3) ご依頼者の要請により、特段の処理を講じる場合については、別途費用をいただくことがあります。
- (4) 業務開始時又は事前調査を行うに当たって、着手金又は事前調査費用をいただくことがあります。
- (5) 高度の分析・判断を要する複雑な登記申請等を行った場合は、通常の報酬とは別に特別報酬をいただくことがあります。
- (6) この表に定めのない事項については、この表中最も類似した事項と同一の基準額によるものとします。
- (7) この基準額には、消費税及び地方消費税を含んだ総額を表示しています。